日本防災士会支部規程新旧比較表

旧	新
（目的） 第１条　この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下本会という）の支部設置、支部の認定、支部に対する支援等について定めるものである	第１条　この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、本会という）の支部設置、支部の承認、支部に対する支援等について定めるものである。
（総則） 第２条　本会の支部は、都道府県毎に１支部認証とする。 ２ 支部は、運営にあたっては、全域漏れの無いよう活動する活動するものとする。	（総則） 第２条　支部の活動は、本会の活動理念及び防災士の活動理念に基づく。 2　本会の支部は、都道府県毎に１支部承認とする。
（支部の申請） 第３条　本会の正会員は、都道府県単位ごとに支部結成を本会に申請することができる。 2　支部結成申請にあたっては、正会員２０名以上をもって申請する。 3　支部結成の申請を行う際は、定められた書式に必要事項を記入し、郵送または電磁的方法により、事務局に提出する。	（支部の申請） 第３条　本会の正会員は、都道府県単位ごとに支部結成を本会に申請することができる。 2　支部結成申請にあたっては、正会員２０名以上をもって申請する。 3　支部結成の申請を行う際は、定められた書式に必要事項を記入し、郵送または電磁的方法により、事務局に提出する。 ４ 新たに支部の申請を行う団体、もしくはすでに承認を受けた団体が都道府県において特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という）の認証を受けた場合は、速やかに本会へ報告するものとする。
（支部の認定） 第４条　支部結成の申請があった場合、理事会はその設立可否を検討し、認定または却下を決定する。 ２　支部は、本会と同じ趣旨・目的をもって組織する団体であり、支部活動指針に基好き活動する。 ３　支部は、会則の制定、事業計画の立案と実施、予算案の作成と執行、役員の選任を自らの責任において行う。	（支部の承認） 第４条　支部結成の申請があった場合、理事会にて承認可否を決定し、承認の場合は本会会報もしくはホームページにて会員に告知する。 ２　支部は、本会と同じ趣旨・目的をもって各都道府県において組織する団体であることから、支部の会則及び事業計画作成は本会定款（以下、「定款」という。）に準じるものする。

行、役員の選任を各支部責任において行う。 役員は本会正会員であること。支部総会議決権は本会正会員であること。 4　支部として認定された団体は、支部連絡責任者及び連絡先を本会に届け出、常時連絡が取れるようにしなければならない。 5　支部として認定されて団体のみが「日本防災士会〇〇支部」という名称を使用しうるものとする。支部は活動報告書を提出すること。	3 支部として承認された団体は、支部役員名簿を提出の上、支部連絡責任者及び連絡先を本会に届出るものとする。 4 支部の役員は、本会定款第６条第１項（会員、権利）の規程及び、本会支部規程第４条（支部の承認）第２項に基づき正会員とする。 5　すでに定款第38条（支部）並びに規程第４条（支部の承認）に基づき承認を受けた支部は、規程第２条（総則）第２項及び規程第４条（支部の承認）第２項の要件を満たす努力義務を負うものとする。
	（名称と標記） 第５条　本会が承認した団体のみが「日本防災会〇〇支部」という名称を使用できるものとし、その標記は次のとおりとする。 2　都道府県においてNPO法人の認証を受けた支部は「NPO法人〇〇防災士会」を基本とするが、すでに別の名称で認証を受けている場合には、その名称を用いることができるものとする。但し、どちらの場合も上段もしくは下段に（日本防災士会〇〇支部）と標記する。 3　任意団体の支部は、「日本防災士会〇〇支部」もしくは「〇〇防災士会」とし、日本防災士会の前にNPO法人の記載はしない。
（支部認定の取り消し） 第５条　本会が支部として認定した団体が、下記の状況に至った時、理事会の議決をもって支部認定を取り消すことができる。 （１）　支部の正会員数が、第２条に定める数を下回った場合 (2)　支部の活動が停止したか、または著しく停滞している場合 (3)　半年以上にわたって、支部連絡責任者と連絡がとれなくなった場合 (4)　支部が本会の趣旨、目的に反する活動あるいは社会的良識に反する行為を行った理事会が判断し、注意勧告を行っても改善が見られない場合	（支部の承認取消し） 第６条　本会が支部として認定した団体が、下記の状況に至った時、理事会の議決をもって支部承認を取り消すことができる。 2　支部の活動が本会の活動理念から逸脱したと思われる場合。 3　支部総会が継続して2年以上開催されない、または2年続けて総会が成立しないとき。 4　支部正会員数が2年継続して第３条第２項に定める数を下回った場合。 5　半年以上にわたって支部連絡責任者と連絡がとれないとき。

（支部支援活動） 第７条　本会は支部に対して次の支援を行う。 （1）　支部支援金の交付 本会は支部結成時、その支部に結成支援金（1会員につき２，０００円）を交付する。また、支部は毎年の総会時終了後に総会資料を本会に提出し、その運営が適切と本会に評価された場合、本会は支部に活動支援金（年１回、1会員につき１，０００円）を交付する。	（支部支援活動） 第７条　本会は支部に対して次の支援を行う。 １　支部への活動支援 本会は支部の要請に応じて、情報、資料、ツールの提供及び、各種防災研修、イベントへの講師派遣、後援、組織強化等の支援を行なうものとする。また、災害発生時には被災地となった支部への資金提供及び人材派遣等、その時点で最善の支援を行なうものとする。 ２　支部設立支援金（以下、「設立支援金」という）の交付 本会は、規程第４条に基づき支部設立を承認した時、その支部に設立支援金（本会正会員1名につき２，０００円）を交付する。なお、設立支援金の申請は、設立総会後３ケ月以内を目途に申請するものとし、本会が指定する期間内に関係書類を整えて申請するものとする。 ３　支部活動支援金の交付（以下、「活動支援金」という。） 本会は、各支部の活動支援を目的として支部に対して支部活動支援金（１会員につき１，２００円）を交付する。また、活動支援金の申請は本会が指定する期間内に関係書類を整えて申請するものとする。 ４　活動支援金の停止と返還 支部が本会規程第２条（総則）に違反もしくは、第6条（支部の承認取り消し）に該当するときは、活動支援金を停止するものとし、申請書類に不備が確認され、その修正を求めたにも関わらず修正に応じない場合も同じとする。また、規程第６条（支部の承認取り消し）に基づき支部承認が取り消された時は、その支部へ活動支援金の返還を求める事ができるものとする。
（支部間の協調連帯） 第６条　支部の運営に当たっては、担当する都道府県全体の活動に配慮するとともに、継続的発展を目指す。支部は互いに協調連携し、地域貢献に努める。 2　隣接する複数都道府県の支部で支部連絡協議会を設置することができる。 3　支部間の連携・活動に課題が生じた場合には、本会がその	（支部連絡会議） 第８条　本会は、支部間の情報共有や地域活動における協力関係と、災害時における相互支援を目的として隣接する都道府県の支部で支部連絡会議（以下、「支部連」という）を設置する。 2　支部連の構成は、当該支部連を構成する各支部代表者2名と本部理事（支部連推薦理事）とし、その運営は各支部連にて選ばれた者がこれにあたる。

調整を図り、円滑な活動推進を期す。 4　各種行事の共同開催・後援等 5　その他	3　支部連は、本会定款第３章「役員等」及び、第13条第１項に記載する理事を推薦できるものとし、推薦に当っては支部連の推薦状を添付する。 4　支部連推薦理事の定数及び支部連の構成は理事会にて決定する。 5　支部連は、毎年度ごとに定例会、研修会、総会を開催する。 6　支部連活動や支部間での連携に課題が生じた場合は、当該支部連推薦理事及び本会理事会にて選任された理事が協力しながら課題解決に努める
（2）　支部連絡協議会支援金の交付 支部連絡協議会は毎年の総会終了後に総会資料を本会に提出し、その運営が本会に適切と評価された場合、本会は活動支援金（年１回、１０万円）を交付する。	（支部連活動支援金） 第9条　本会は、各支部連の活動支援を目的として１支部連に対して年１回１０万円を交付する。 2　支部連活動支援金の申請は、本会が指定する期日までに行うものとし、その申請要件は別に定める。 3　支部連活動支援金申請に関して、定められた期日内に申請が行われない場合もしくは、申請要件に不備があり、かつ修正を求めたにも関わらず修正に応じない場合は支部連活動支援金を交付しないものとする。 4　支部連活動が著しく停滞している判断される場合もしくは、本来の支部連活動から逸脱していると思われる場合も支援金は交付しない。 5　本規程第９条第３項及び第４項の判断は本会理事会の決定事項とする。 （支部連活動支援金の返還） 第10条　支部連活動が停滞していると思われる時は、支部連活動資金の返還を求める事ができるものとする。この場合、支部連預金残額30万を目安として本規程第８条第５項に基づき理事会にて協議決定する。 （支部の処分） 第11条　本会の支部が以下の各号に該当するときは、理事会の議決により処分することができるものとする。

	1　本会支部規程に違反したとき 2　支部が本会の名誉を著しく傷つけたとき、または本会の目的を逸脱したとき。 3　本会から規律違反の通告を受けたにも関わらず２年継続して是正を行わなかったとき 4　前項に記載した理由によって支部を処分しようとするときは、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（既定の変更） 第８条　この規程は理事会の議決によって変更することができる。 ２ この規程を改正した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。	（規程の改正） 第12条　この規程は理事会の議決によって改正することができる。 ２ この規程を改正した場合、理事長は速やかに会員に告知し、次に開催される支部長会議にて報告する。
（実施） 第9条　この規程は、2021（令和３）年1月7日より実施する。	附則 この規程は、2025（令和7）年4月19日より施行し、以前の規程は廃止とする。